

議案第 131 号

松阪市飯高診療所条例の一部改正について

松阪市飯高診療所条例（平成 17 年松阪市条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹上真入

松阪市飯高診療所条例の一部を改正する条例

松阪市飯高診療所条例（平成 17 年松阪市条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表飯高歯科診療所の項を削る。

第 6 条第 2 号中「又は一般社団法人松阪地区歯科医師会」を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。